

審査実施要領

1. 選考方法

選考は、まず一次審査で書類審査を実施。その結果をもって二次審査のプレゼンテーション審査を行い、合計得点の高い順から優先交渉権者、および次点交渉権者とする。

2. 一次審査(配点：600点)

審査は志木市公式ホームページリニューアル業務審査会（以下「審査会」）において以下のとおり書類審査を行い、上位3者程度を選定する。ただし、一次審査の合計点数が400点に満たない者は、二次審査の対象外とする。

2.1 基準点(150点)

- ・ 対象：【別紙1】CMS機能要件一覧表
- ・ 評価方法
 - (1) 提案CMSの対応状況を事務局が判定する減点方式とする。
 - ・ 「必須」の項目に×：失格
 - ・ 「推奨」の項目に△：該当1項目につき減点
 - ・ 「推奨」の項目に×：該当1項目につき減点

2.2 提案評価点(350点)

- ・ 対象：企画提案書
- ・ 評価方法

審査会において、各審査員が企画提案書の各項目を評価・採点し、その平均点（小数点以下四捨五入）を得点とする。

2.3 価格点 構築費用(50点)

- ・ 対象：【様式6】費用見積書（構築費用）
- ・ 評価方法
 - (1) 費用見積書を事務局が採点する。
 - (2) 採点は絶対評価とし、上限額を超えた場合は失格とする。

※上限額：21,700,000円（税込み）

2.4 価格点 保守費用(50点)

- ・ 対象：【様式7】費用見積書（保守費用）
- ・ 評価方法
 - (1) 費用見積書を事務局が採点する。
 - (2) 採点は絶対評価とし、上限額を超えた場合は失格とする。
※上限額：16,300,000円（税込み）

3. 二次審査(配点：400点)

一次審査により選定された者によるプレゼンテーション審査を行い、一次審査との合計点数の高い順から優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。

3.1 プレゼンテーション評価点（400点）

- ・ 対象：プレゼンテーション及び質疑応答
- ・ 評価方法
審査会において、各審査員がプレゼンテーションの各項目を審査・評価し、その平均点（小数点以下四捨五入）を得点とする。

4. 二次審査（プレゼンテーション）の内容

- (1) 日時：令和4年3月7日(月曜日)（別途連絡）
- (2) 場所：志木市役所（別途連絡）
- (3) 出席者：1 提案者3名以内（プロジェクトリーダー、メインディレクターは必ず出席すること）
- (4) 実施時間：1 提案者60分以内（プレゼンテーション30分、質疑応答30分）
- (5) プレゼンテーションの内容
 - ・ 提出した企画提案書の中で、アピールポイントや企画提案書で表現しきれないイメージなどについての説明をすること。なお、企画提案書と異なる内容の説明は認めない。
 - ・ 実際に構築を担当するメインディレクターが説明を行うこと。
 - ・ CMSの特徴的な機能について、デモンストレーションを行うこと。特に、以下の項目について必ず説明すること。
 - テンプレートを利用したページ作成の基本的な操作方法
 - 公開申請、承認フローの運用方法
 - 各課が作成したコンテンツの管理方法、人事異動や組織改正時の組織情報の管理方法

【別紙3】審査実施要領

- その他、特にアピールしたい独自機能の操作方法とアピールポイント

(6) プレゼンテーションの順番

プレゼンテーションの順番は、企画提案書を提出した順とする。

(7) その他

プロジェクター（型番：RICOH PJ WX4152）、スクリーンは市で準備するが、その他必要な機器は提案者が準備すること。

4. 優先交渉権者決定に関する特記事項

4.1 提案者が1社の場合の取り扱い

- (1) 一次審査を実施し合計点が400点以上の場合、二次審査を実施する。
- (2) 一次・二次審査の合計点が600点以上となった場合に限り、優先交渉権者として選定する。

4.2 一次・二次審査の合計点が同点の場合の取り扱い

- (1) 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」が異なる場合、その得点が高い者から順に優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。
- (2) 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」が同じ場合、「提案評価点」が高い者から順に優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。
- (3) 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」および「提案評価点」が同じ場合、「基準点」が高い者から順に優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。
- (4) 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」「提案評価点」「基準点」が同じ場合、くじ引きにより、優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。